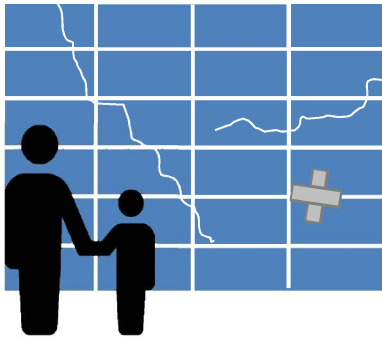


ブロック塀の撤去に 補助金が出ます！

補助の対象

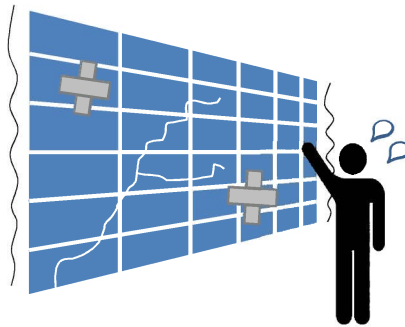
塀の高さが1m以上に限る

①通学路等における危険箇所総点検※で報告されたもの
(所有者等にお知らせしています)



※ 学校、地域及びその他関係団体が実施した通学路等における危険箇所の点検

②通学路等又は道路等※に面し倒壊等のおそれがあるもの



※ 道路、公園その他一般の用に供するもので不特定多数の者が通行する場所

補助額

次のいずれか少ない額の1/2

1. 撤去工事に要する費用
(基礎の撤去費用は含みません)
2. 撤去するブロック塀等の長さに1メートル当たり17,400円を乗じた額

ただし限度額は

15万円

ブロック塀等とは？

コンクリートブロック、レンガ、大谷石などの組積造の塀、その他これらに類する塀及び門柱をいいます。

次のいずれかに該当する場合は除きます

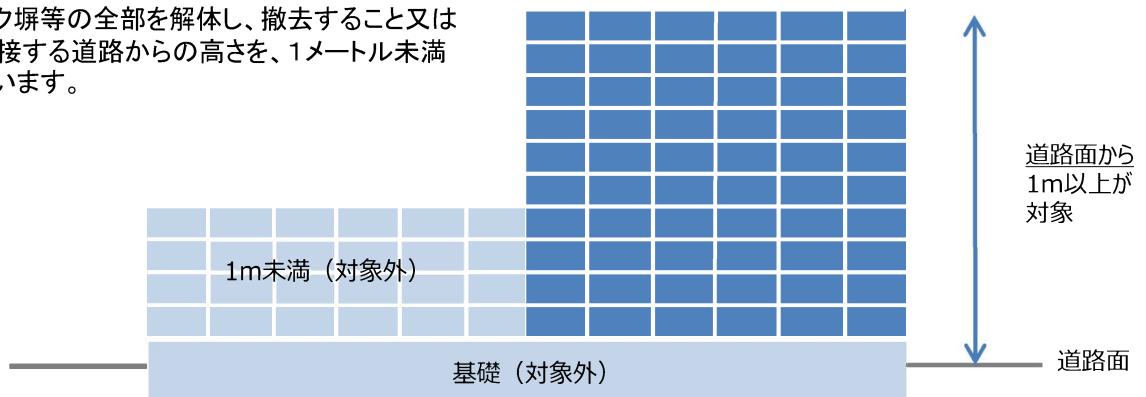
1. 本市の市税等を滞納している者
2. 他の補助を受け撤去工事を行う者
3. 販売を目的として整地や解体工事をする際にブロック塀等の撤去を行う者

通学路等とは？

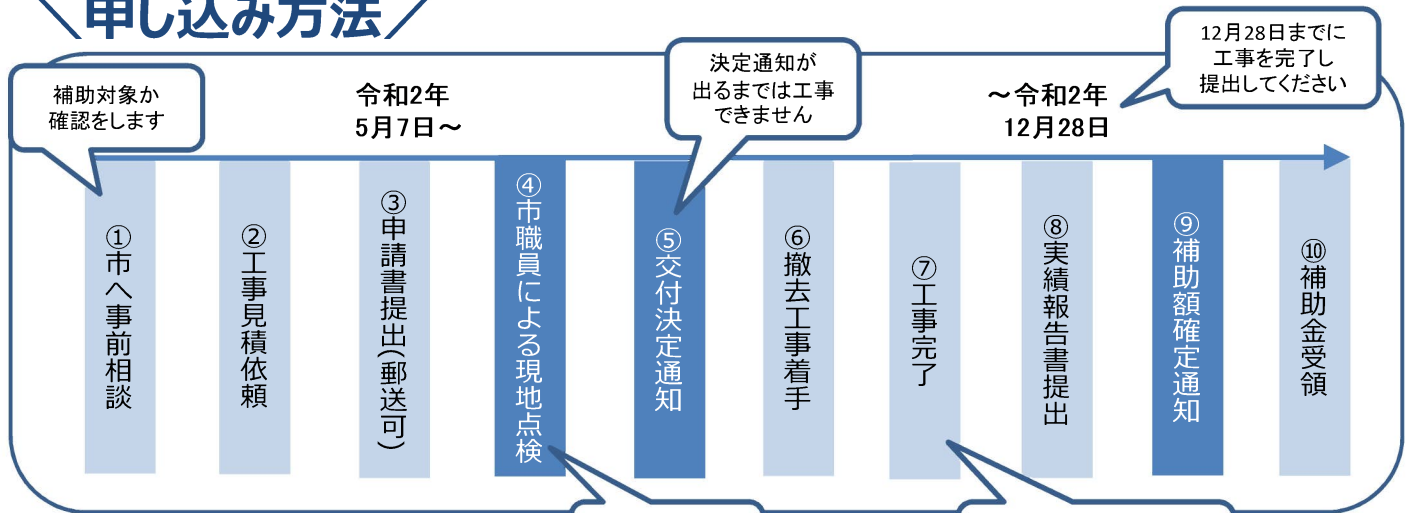
市内小学校長指定の通学路、児童宅から小学校長指定の通学路までの道路、学校から放課後児童クラブまでの経路をいいます。

対象撤去工事

既存のブロック塀等の全部を解体し、撤去すること又はブロック塀等が接する道路からの高さを、1メートル未満にすることをいいます。



申し込み方法



申請に必要な書類

申請後、随時点検に伺います

撤去前のブロック塀等の写真をお忘れなく！

1. 交付申請

- ① 補助金交付申請書 (別記様式第1号)
- ② 位置図(撤去するブロック塀等の位置がわかるもの)
- ③ 申請者がブロック塀等の所有者でない場合は、その所有者の同意書(別記様式第11号)
- ④ ブロック塀等撤去に要する費用の見積書の写し
(補助対象工事とその他を区分し、施工予定業者の押印のあるもの)
- ⑤ ブロック塀等点検表(施工予定業者が記載したもの)(別記様式第12号)

2. 実績報告

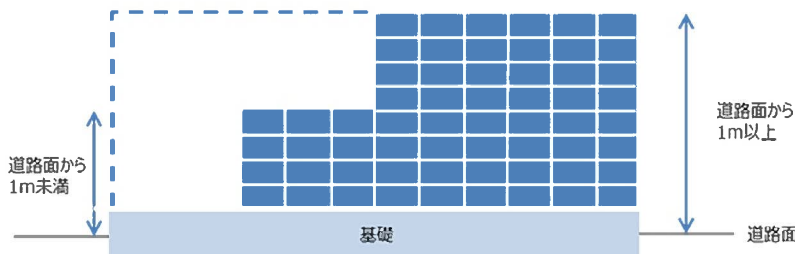
- ① 補助事業実績報告書(別記様式第3号)
- ② 撤去前後の写真
- ③ 撤去工事に要した経費に係る領収書の写し
- ④ ③の内訳書の写し
- ⑤ 口座振替依頼書

申込み受付期間：令和2年5月7日(木)～予算に達するまで(先着順)

× 補助対象とならない撤去工事 ×

原則同一面上で一部を1m以上残すことはできません。

ただし、構造上必要なものは残すことができます。



左の図のように、撤去範囲によって補助対象とならない場合があります。

別紙の「よくある質問」をご覧ください、不明な点があれば下記までお問い合わせください。

申請窓口・問い合わせ先

新潟市建築部建築行政課(担当:建築行政係)
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1 新潟市役所分館5階
TEL:025-226-2841(直通) FAX:025-224-6011
各申請書の様式は新潟市ホームページからダウンロードできます。